

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.015

処 分 名	防火対象物定期点検報告制度の特例認定の虚偽等表示除去、消印命令
処 分 の 概 要	防火対象物定期点検報告制度の特例基準に適合しないで表示が付されているもの又は総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条2の3第8項
処 分 基 準	◎次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。 <ul style="list-style-type: none">・防火対象物定期点検報告制度の特例基準に適合しないで表示が付されていること。・総務省令で定められている表示と紛らわしい表示が付されていること。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第8条の2の3第8項

前条第3項及び第4項の規定は、前項の表示について準用する。

第8条の2の2第3項 何人も、防火対象物に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を付してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

第8条の2の2第4項 消防長又は消防署長は、防火対象物で第2項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。